

I 利用に当たって

1 調査の概要

(1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 10 号）であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）により実施される。

(3) 調査の期日

平成 17 年工業統計調査は、平成 17 年 12 月 31 日現在で実施している。

(4) 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）に掲げる「大分類 F－製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）である。工業統計調査は、西暦末尾 0, 3, 5 及び 8 年については、全数調査を実施し、それ以外の年は、従業者 4 人以上の事業所を調査の対象としている。

なお、調査日現在において、休業中、操業準備中又は操業開始後未出荷の事業所については調査の対象としたが、集計には含まれていない。

(5) 調査の単位

個々の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）を調査の単位としている。したがって、同一企業が複数の工場を所有している場合は、それぞれの工場ごとに調査している。また、同一構内であっても経営主体が異なれば、それぞれ別の事業所として調査している。

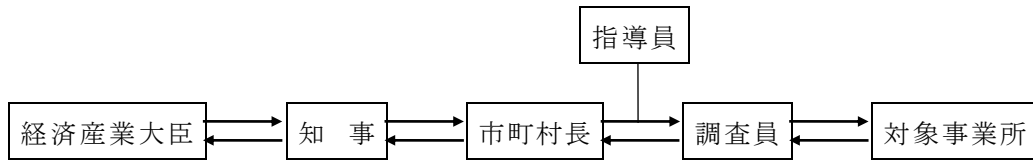
(6) 調査の種類

- ① 甲調査：従業者 30 人以上の事業所を対象として調査している。
- ② 乙調査：従業者 29 人以下の事業所を対象として調査している。

(7) 調査の方法

ア 甲調査については「工業調査票甲」、乙調査については「工業調査票乙」をそれぞれ用い、調査員が対象事業所に調査票を配布して記入を依頼し、回収するという方法で調査している。

イ 調査の系統



(8) 調査事項

調査事項は、付録の各調査票様式のとおりである。

(9) 事業所の産業の決定方法

産業別に集計するための産業格付けの方法は、次のとおりである。

ア 一般的な方法

- ①製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。
- ②製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので、上 2 桁の番号（中分類）を決定する。次に、その決定された上 2 桁の番号の品目について、前記と同様な方法で上 3 桁の番号（小分類）、さらに上 4 桁の番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

イ 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により事業所の産業格付けをしているものがある。

2 用語の説明等

(1) 用語の説明

事業所	一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものである。
従業者数	常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計である。
常用労働者	次のいずれかの者をいう。 ア 期間を決めず、又は 1 か月を超える期間を決めて雇われている者。 イ 日々又は 1 か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ 18 日以上雇われていた者。 ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者等は上記に準じる。 エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。 オ 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

個人事業主及び無給家族従業員	業務に従事している個人事業主及びその家族で無報酬で常時就業している者をいい、実務に携わっていない事業主とその家族で手伝いをする程度の者は含まれない。
現金給与総額	1年間に支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（賞与等）の額とその他の給与（退職金等）の額の合計である。
原材料使用額等	1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費の合計であり、消費税額を含んだ額である。
原材料使用額	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額であり、原材料として使用した石炭、石油等も含んでいる。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含んでいる。
燃料使用額	生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費等である。
電力使用額	購入した電力の使用額であり、自家発電は含んでいない。
委託生産費	原材料又は中間製品を他の企業等に支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃である。
製造品出荷額等	1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず、廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税等内国消費税を含んだ額である。
製造品の出荷	事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む。）を平成17年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次の場合も製造品の出荷に含まれる。 ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものの。 イ 自家使用されたもの。（その事業所において最終製品として使用されたもの。） ウ 委託販売に出したもの。（販売済みでないものを含み、平成17年中に返品されたものを除く。） エ 割引、値引されたものは、その分を差し引いた販売実価である。
製造品出荷額	工場出荷額によっており、消費税等内国消費税を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷額である。
加工賃収入額	1年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った加工賃又は受け取るべき加工賃である。
製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品の価額	事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造させた委託生産品を含み、他から支給された原材料及び下請け加工した受託生産品並びに仕入れてそのまま販売するものは含まない。

有形固定資産に関する数字	<p>1年間における数字であり、帳簿価額によるほか、次によっている。</p> <p>① 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額であり、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額である。</p> <p>② 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額である。</p>
リース契約額	<p>賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を越え、契約期間中原則として中途解約のできないもので、平成17年1月から12月までにリース物件が納入、設置され検収が完了し物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額（リース料総額）で消費税を含んだ金額である。</p>
リース支払額	<p>平成17年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額で消費税を含んだ金額である。</p>
事業所敷地面積	<p>事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積である。</p>
事業所建築面積	<p>事業所敷地面積内にあるすべての建築物の面積をいう。また、調査日現在建築中のものであっても、帳簿に計上（建設仮勘定として計上）したものは含めている。</p>
事業所延べ建築面積	<p>事業所敷地面積内にあるすべての建築物の各階の面積の合計である。</p>
公共水道	<p>都道府県又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。</p>
工業用水道	<p>飲料に適さない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水をいう。</p>
上水道	<p>一般の水道水のこと、飲料に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水をいう。</p>
井戸水	<p>浅井戸、深井戸又は湧泉から取水した水をいう。</p>
その他の淡水	<p>公共水道、井戸水のいずれにも属さない淡水であって、回収水にも属さないものをいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷又は旧河川敷内において、集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の工場から供給を受けた水などをいう。</p>
回収水	<p>事業所内で一度使用した水を、冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置などの回収装置を通じて回収使用する水をいい、上記の施設を通さずに循環して使用しているものも含んでいる。</p>
海水	<p>海又は河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した水（塩素イオン200 P P M以上）である。</p>
ボイラ用水	<p>ボイラ内で蒸気を発生させるために使用された水をいう。</p>
原料用水	<p>製品の製造過程において、原料としてそのまま使用された水あるいは製品原料の一部として添加使用された水をいう。</p>

製品処理用水及び洗じょう用水	原料、半製品、製品などの浸漬や溶解等の物理的な処理を加えるために使用された水及び工場の設備又は原料、製品の洗じょう用に供された水をいう。
冷却用水	工場の設備又は製品の冷却用に使用された水をいう。
温調用水	工場内の温度又は湿度の調整のために使用された水をいう。
その他の用途に使われた水	ボイラ用水、原料用水、製品処理用水及び洗じょう用水、冷却用水・温調用水に含まれない就業者の飲用、入浴用、その他の雑用水をいう。
消費税を除く内国消費税額	酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計である。
推計消費税額	平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものである。
内国消費税額	消費税を除く内国消費税額と推計消費税額の合計である。
算式	生産額及び付加価値額等の諸算式は、次のとおりである。 ① 生産額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額) 生産額は、従業者30人以上の事業所のものであり、従業者29人以下の事業所については、製造品出荷額等の数値を生産額と読み替えている。 ② 付加価値額 = 生産額 - 内国消費税額 - 原材料使用額等 - 減価償却額 付加価値額は、従業者30人以上の事業所のものであり、従業者29人以下の事業所については、粗付加価値額の数値を付加価値額と読み替えている。 ③ 粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - 内国消費税額 - 原材料使用額等 ④ 原材料率 = $\frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$ ⑤ 付加価値率 = $\frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$ ⑥ 現金給与率 = $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額}} \times 100$ ⑦ 1事業所当たり製造品出荷額等 = $\frac{\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}}{\text{事業所数}}$ ⑧ 従業者1人当たり製造品出荷額等 = $\frac{\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額}}{\text{従業者数}}$ ⑨ 有形固定資産投資総額 = 資産の取得額 + 建設仮勘定の増減

従業者規模別

区分は、次のとおりである。

従業者規模層	従業者規模
小規模層	4～9人, 10～19人, 20～29人
中規模層	30～49人, 50～99人, 100～199人, 200～299人
大規模層	300～499人, 500～999人, 1,000人以上

(2) 産業分類の名称

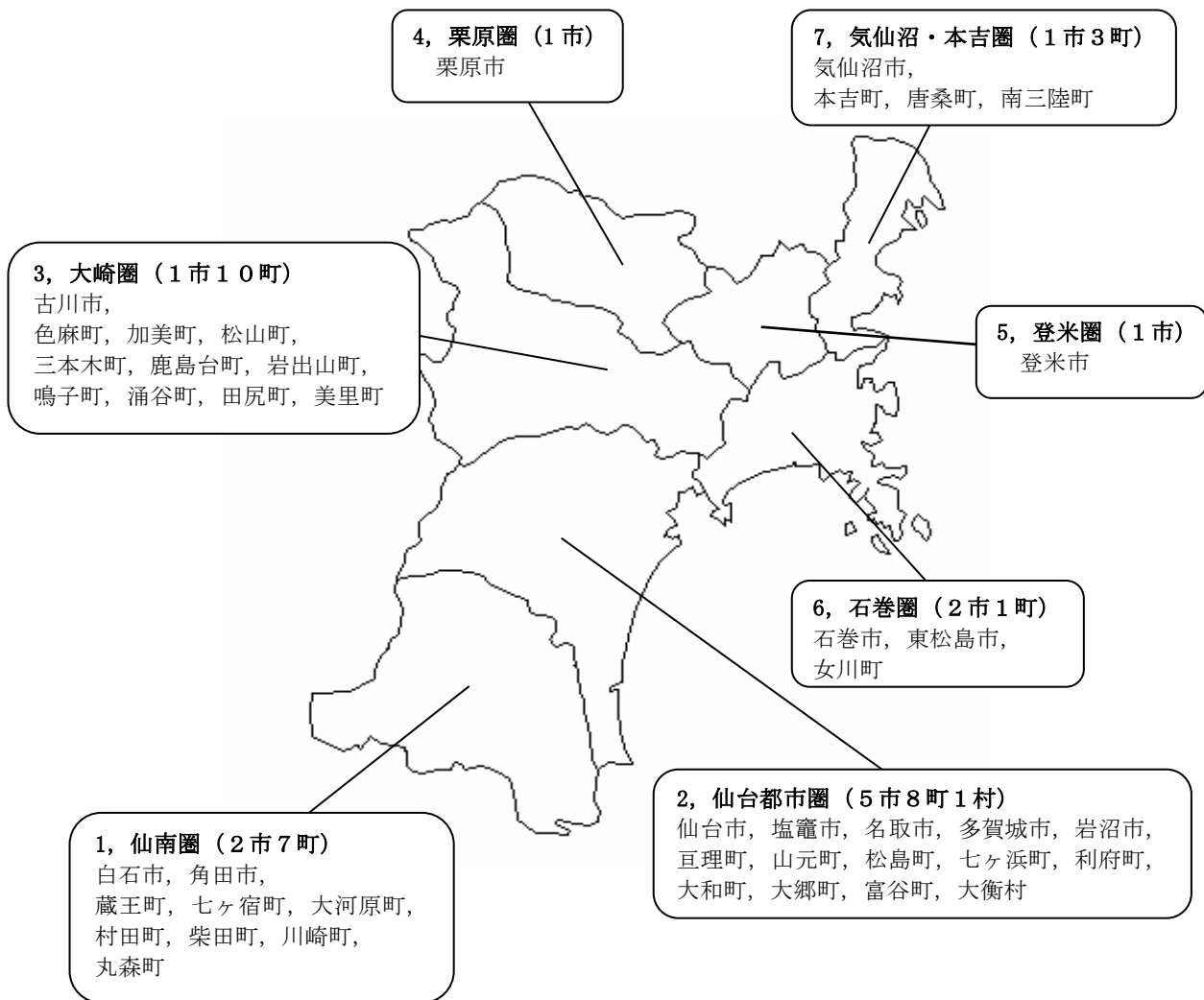
本文、表、グラフでの産業名の略称及び産業3類型の区分は、次のとおりである。

略 称	産 業 中 分 類	産 業 3 類 型		
		基礎素材型 [基]	加工組立型 [加]	生活関連・ その他型 [生]
食 料 品	09 食料品製造業			○
飲 料 ・ た ば こ	10 飲料・たばこ・飼料製造業			○
織 維	11 繊維工業			○
衣 服	12 衣服・その他の繊維製品製造業			○
木 材 ・ 木 製 品	13 木材・木製品製造業	○		
家 具 ・ 装 備 品	14 家具・装備品製造業			○
パ ル プ ・ 紙	15 パルプ・紙・紙加工品製造業	○		
印 刷	16 印刷・同関連業			○
化 学	17 化学工業	○		
石 油 ・ 石 炭	18 石油製品・石炭製品製造業	○		
プ ラ ス チ ッ ク	19 プラスチック製品製造業	○		
ゴ ム 製 品	20 ゴム製品製造業	○		
皮 革 製 品	21 なめし革・同製品・毛皮製造業			○
窯 業 ・ 土 石	22 窯業・土石製品製造業	○		
鉄 鋼	23 鉄鋼業	○		
非 鉄 金 属	24 非鉄金属製造業	○		
金 属 製 品	25 金属製品製造業	○		
一 般 機 械	26 一般機械器具製造業		○	
電 気 機 械	27 電気機械器具製造業		○	
情 報 通 信 機 械	28 情報通信機械器具製造業		○	
電 子 部 品	29 電子部品・デバイス製造業		○	
輸 送 用 機 械	30 輸送用機械器具製造業		○	
精 密 機 械	31 精密機械器具製造業		○	
そ の 他	32 その他の製造業			○

(3) 広域圏及び市町村区分

本文、表及びグラフでの広域圏の区分は次のとおりである。文中及び表中の市町村名及び集計数値については、調査期日である平成17年12月31日現在の市町村としている。

なお、登米市設置により旧津山町は気仙沼・本吉圏から登米圏に変更となっている（前年対比を含む）。



調査期日以降に合併した市町

調査期日(平成17年12月31日)以降に合併した市町村	合併後市町名	合併期日
気仙沼市, 唐桑町	気仙沼市	平成18年3月31日
古川市, 松山町, 三本木町, 鹿島台町, 岩出山町, 鳴子町, 田尻町	大崎市	平成18年3月31日
小牛田町, 南郷町	美里町	平成18年1月1日

(4) 記号及び留意点

- ・この報告書の数値は、特にことわり書きのない場合、従業者4人以上の事業所で集計している。
- ・統計表中に使用した符号は次のとおりである。

「－」は該当数値がないもの。

「0」及び「0.0」は、端数四捨五入による単位未満のもの。

「△」は、減少を示すもの。

「X」は、事業所数が1又は2の場合に、個々の事業所の秘密が漏れる恐れがあるため、秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数字でも「X」で表したのは、1又は2の事業所に関する数字が前後の関係から判明する場合に秘匿した箇所である。ただし、指定統計調査の結果における従業者数の取扱いについては、秘匿を解除することとなったため、平成16年の公表より従業者数の秘匿は行わない。

- ・数値の単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。
- ・今回の公表より、粗付加価値額の項目は付加価値額に切り替える。なお、従業者29人以下の事業所は粗付加価値額を付加価値額と読み替えている。
- ・日本標準産業分類第11回改訂（平成14年3月7日総務省告示第139号）に伴い、平成14年の調査から次のとおり変更されている。

「もやし製造業」は、大分類『A－農業』へ、「新聞業」及び「出版業」は、大分類『H－情報通信業』へ移行し、工業統計調査の対象外となった。また、「電気機械器具製造業」は「電気機械器具製造業」「情報通信機械器具製造業」「電子部品・デバイス製造業」に分割され、「武器製造業」は、「その他の製造業」に移行している。

このため、本書では、平成13年以前の数値は「印刷・同関連業」から「新聞業」「出版業」を除外する前の数値を記載している。また、「電気機械器具製造業」については、付加価値額を除き現在の分類に組み替えて記載している。

- ・この報告書における全国の数値は、経済産業省「工業統計速報」（平成18年12月27日訂正版）を使用している。

また、国の公表に先立ち県が独自に集計し公表するもので、後日、経済産業省が「工業統計表」として公表する数値と相違することがある。

問い合わせ先

宮城県企画部統計課商工経済班

住 所 : 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話番号 : 022-211-2458

ホームページアドレス : <http://www.pref.miyagi.jp/toukei/>

